



総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(仮称) 実施方針骨子(案)について

平成27年4月

栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室



総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(仮称)実施方針骨子(案)の概要

- 1 特定事業の選定に関する事項
- 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項
- 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項
- 9 当面のスケジュール（実施方針公表前後までのスケジュール）
- 10 実施方針の策定の見通しの公表について
- 11 実施方針骨子に対する意見、要望等の受付

1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 事業名称

▶ 総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）

■ 事業目的

- ▶ 平成34年に開催予定の国民体育大会等に向け、県民誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりを図れる施設として、また、競技力向上を目指した選手育成など、スポーツによる人材育成に寄与する**県民総スポーツの推進拠点となる施設を整備**
- ▶ 本事業は、P F I 法に基づく事業として実施を検討
 - 民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に実施することにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることを期待
 - 事業期間全体を通して、民間の資金及び技術的・経営的能力を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効率的かつ効果的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待

1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 本施設の概要



総合スポーツゾーン東エリア

新体育館

- ・メインアリーナ : バスケットボールコート4面
: 観客席5,000席程度 (うち固定席3,000席程度)
- ・サブアリーナ : バスケットボールコート2面
- ・トレーニングルーム、多目的スタジオ 等
- ・延床面積 : 23,000㎡程度

屋内水泳場

- ・50mプール : 水深最大3.0m (可動床)
- ・25mプール (飛込兼用) : 水深最大5.0m (可動床)
- ・延床面積 : 12,500㎡程度
※ 50m、25m、飛込及び水球の国内公認を取得
※ 観客席数は2,000席程度

公園施設

- ・駐車場 (490台程度)、駐輪場、園地等

体育館分館 (既存)

- ・メインアリーナ (ボクシングリング1組)
- ・延床面積 : 1,288㎡
※ 昭和52年度完成、平成17年度改修

1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 事業方式

- ▶ 本事業の事業方式は、**B T O方式※**を想定

※ P F I 法に基づき、本事業を実施する民間事業者（選定事業者）が本施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営を行う方式のこと

■ 事業期間

- ▶ **事業契約締結の日から平成48年3月まで**を想定



1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 事業範囲（設計・建設段階）

業務項目	主な業務内容
設計業務	<ul style="list-style-type: none">・事前調査及びその関連業務・設計及びその関連業務・各種申請に関する業務（国庫補助申請補助等）・説明会等の地元対応に関する業務
建設業務	<ul style="list-style-type: none">・建設工事及びその関連業務（園地造成、駐車場・外構整備等を含む）・備品等調達・設置業務・各種申請に関する業務（国庫補助申請補助等）・説明会等の地元対応に関する業務（工事に伴う近隣対策等）・施設の引き渡し業務（県への所有権移転業務等）
工事監理業務	<ul style="list-style-type: none">・工事監理業務
開業準備業務	<ul style="list-style-type: none">・開業準備に関する業務・プール公認取得申請補助業務

※県が行う体育館分館の修繕工事は本事業の対象外とする。

1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 事業範囲（運営・維持管理段階）

業務項目	主な業務内容
運営業務	<ul style="list-style-type: none">・総合管理業務・広報・P R 業務・プール監視業務・スポーツ・健康づくり事業等運営業務・トレーニング指導業務・自由提案事業・事業期間終了時の引継業務 等
維持管理業務	<ul style="list-style-type: none">・建築物、建築設備、備品等保守管理業務・植栽・外構施設保守管理業務・環境衛生管理業務・清掃業務・警備業務・修繕業務・駐車場、駐輪場管理業務 等

1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 選定事業者（PFI事業者）の収入①

▶ 県のサービス購入料

県は、選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、以下のサービス購入料を支払う。

項目	内容
設計・建設の対価	<ul style="list-style-type: none">•本施設の設計及び建設に要する費用について、あらかじめ定める額を選定事業者に支払う。•本事業では国土交通省による社会資本整備総合交付金を事業費の一部に充当することを想定している。
運営・維持管理の対価	<ul style="list-style-type: none">•県は、運営業務及び維持管理業務に係る対価（光熱水費を除く。）について、事業契約においてあらかじめ定める額を、運営・維持管理期間にわたり選定事業者に支払う。
運営・維持管理に要する光熱水費	<ul style="list-style-type: none">•県は、運営業務及び維持管理業務に要する費用のうち、光熱水費に相当する対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、運営・維持管理期間にわたり選定事業者に支払う。

1 特定事業の選定に関する事項 — (1) 事業内容に関する事項

■ 選定事業者（PFI事業者）の収入②

▶ 利用者から得る収入

選定事業者は、利用者等から以下の収入を得ることができる。

項目	内容
利用者から得る利用料収入	•施設・設備の利用料等 ※県は、選定事業者を本施設の「指定管理者」として指定し、利用料金を直接選定事業者の収入とすることを想定
受講料収入	•要求水準に基づいて開催される各種スポーツ教室等の受講者から得る収入
自由提案事業により得られる収入	•自由提案事業の実施により得る収入

1 特定事業の選定に関する事項 — (2) 特定事業の選定及び公表に関する事項

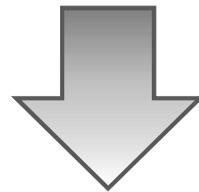
選定基準	<ul style="list-style-type: none">・県が本事業を P F I 事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政支出額の縮減が期待できる場合、又は県の財政支出額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、本事業を特定事業として選定
選定方法	<ul style="list-style-type: none">・県の財政支出見込額の算定に当たっては、選定事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を実施・県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を実施
選定結果の公表	<ul style="list-style-type: none">・本事業を特定事業として選定した場合には、県ホームページ等において速やかに公表・また、特定事業として選定しないこととした場合も同様に公表

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 – (1) 募集及び選定の方法

- 本事業は政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象

&

- 本事業では、設計・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的なサービスの提供を求める



- 落札者については、設計・建設、運営・維持管理、事業計画における業務遂行能力及び県の財政支出額等を総合的に評価した上で決定する予定

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 – (2) 募集及び選定スケジュール

	時期（予定）	内容（予定）
平成27年度	平成27年8月頃	実施方針及び要求水準書(案)の公表
	平成27年9月頃	説明会及び現地見学会の開催
	平成27年9月頃	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付
	平成27年11月頃	質問等に対する回答の公表
	平成27年11月頃	意見交換会（第3回説明会）への申し込み受付
	平成27年11月～12月頃	意見交換会（第3回説明会）の実施
	平成28年1月頃	意見交換会（第3回説明会）に関する対話内容の公表
	平成28年3月頃	特定事業の選定・公表
平成28年度	平成28年4月頃	入札公告（入札説明書等の公表）
	平成28年5月頃	入札説明書等に関する質問受付・回答（第1回）
	平成28年7月頃	参加表明書（資格確認申請書を含む）
	平成28年8月頃	入札説明書等に関する質問受付・回答（第2回）
	平成28年8月頃	入札提出書類（提案書）の受付
	平成28年12月頃	落札者の決定
	平成28年12月頃	基本協定の締結
	平成29年1月頃	仮契約の締結
	平成29年3月頃	事業契約の締結

※上記のスケジュールは、現段階での予定であり、今後変更する場合があります。

※整備完了・運用開始は、平成33年3月を予定しています。

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項 — (3) 入札参加者の資格等 等

(3) 入札参加者の資格等

入札参加者が備えるべき資格

- 入札参加者は、本施設の「設計に当たる者」、「工事監理に当たる者」「建設に当たる者」、「運営に当たる者」、「維持管理に当たる者」を含むこと。
- なお、同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、建設に当たる者と工事監理に当たる者を兼ねることはできない。
- その他の要件については現在検討中（今後公表予定）**

(4) 審査及び落札者決定に関する事項

落札者決定基準等

- 落札者の選定基準等は入札公告時に入札説明書と併せて公表する。

落札者の決定

- 入札参加者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定し、落札者として決定する。県は落札者と協議を行い、協議が整った場合には落札者と基本協定を締結する。また、基本協定を踏まえて、SPCと事業契約（仮契約）を締結する。仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

審査結果の公表

- 県は、審査結果を落札者決定後速やかに公表する。

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 基本的考え方

- ▶ 本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と選定事業者が適正にリスク分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すもの

(2) 県による事業の実施状況、サービス水準の監視（モニタリング）

- ▶ 県は、要求水準書で定めたサービス水準を選定事業者が順守していることを確認するため、本事業の実施状況、サービス水準についてモニタリングを実施

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

■ 立地条件

所在地	栃木県宇都宮市今宮4丁目
敷地面積	約6.7ha
地域地区	都市公園区域第一種住居地域（特別用途地区）
形態規則	建蔽率60% 容積率200% ※観覧場及び公園施設は宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例による ※航空法による建物高さの制限あり

5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- ▶ 契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は誠意をもって協議することとする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- ▶ 事業者又は県の責めに帰すべき事由等により、事業の継続が困難となった場合の契約の解除や損害賠償について定めることとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- ▶ 選定事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を事業者が受けられるよう努める。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

- ▶ 債務負担行為の設定に関する議案については平成28年2月定例会議に、事業契約に関する議案については、平成29年2月定例会議に提出する予定である。

9 当面のスケジュール(実施方針公表前後までのスケジュール)

時 期	内 容
平成27年4月8日	実施方針の策定の見通しの公表
平成27年4月24日～28日	第2回説明会
平成27年4月30日	実施方針骨子の公表 (平成27年5月1日から県ホームページで閲覧可)
平成27年5月1日～31日	実施方針骨子に対する意見、要望等の受付
平成27年8月頃	実施方針及び要求水準書(案)の策定・公表
平成27年9月頃	実施方針に関する説明会及び現地見学会の開催
平成27年11月～12月頃	意見交換会(第3回説明会。本事業への参加を検討されている事業者ごとに対面方式で実施)

※上記のスケジュールは、現段階での予定であり、今後変更する場合があります。

10 実施方針の策定の見通しの公表について

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通しの公表について（平成27年度）

平成27年4月8日

栃木県県土整備部総合スポーツゾーン整備室

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業（仮称）	事業契約日から平成47年度まで（予定）	<新体育館> 設計・建設、開業準備、維持管理・運営 （予定）	<新体育館> 栃木県宇都宮市今宮4丁目	平成27年8月（予定）
		<屋内水泳場> 設計・建設、開業準備、維持管理・運営 （予定）	<屋内水泳場> 栃木県宇都宮市今宮4丁目	
		<体育館分館> 維持管理・運営 （予定）	<体育館分館> 栃木県宇都宮市今宮4丁目7番38号	

※この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日法律第117号）第15条第1項の規定により公表するものです。

11 実施方針骨子に対する意見、要望等の受付

趣旨	•本事業の実施方針骨子（平成27年4月30日公表予定）に対する意見、要望等を受け、実施方針や要求水準等を策定する上での参考とさせていただきます。
受付期間	•平成27年5月1日から平成27年5月31日まで
受付方法	•県総合スポーツゾーン整備室宛て電子メール又はFAXにより意見、要望等を送付してください。 •電子メール又はFAXには次の事項を記載してください。 ▶ 意見、要望の内容 ▶ 連絡先（企業等名、担当者名、電話番号、メールアドレス） ▶ 様式は任意 •電子メール又はFAXの送付先 ▶ gsz-jigyo@pref.tochigi.lg.jp ▶ FAX：028-623-2392
備考	•いただいた意見、要望等は、原則として県ホームページにおいて公表する予定です。

総合スポーツゾーン東エリア整備運営事業(仮称)に関するお問い合わせ



栃木県 県土整備部 総合スポーツゾーン整備室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL : 028-623-2593 FAX : 028-623-2392

E-mail : gsz-jigyo@pref.tochigi.lg.jp

H P : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/h13/index.html>

総合スポーツゾーン

検索

